

健生発 0328 第 1 号
令和 6 年 3 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（公 印 省 略）

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」
の廃止について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正：令和 3 年 3 月 31 日。以下、「旧通知」という。））により取り扱ってきたところです。

今般、韓国において、未承認遺伝子組換えズッキーニを含む製品が現地にて回収が行われているとの情報を入手したこと等を踏まえ、当該通知の別添で定める検査方法を改正し、「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（令和 6 年 3 月 28 日付け健生食監発 0328 第 1 号）にて運用することとしましたので、通知いたします。

なお、これに伴い、旧通知は廃止いたします。